

公立大学法人京都市立芸術大学奨学寄付金取扱規程

(令和3年3月31日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）における奨学寄付金の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「奨学寄付金」とは、法人が設置する京都市立芸術大学（以下「大学」という。）における学術研究の助成又は教育研究の奨励を目的とした寄付金で、理事長が受入れを決定したものをいう。

(申出)

第3条 奨学寄付金の申出があったときは、奨学寄付金申出書（様式第1号）により、当該奨学寄付金による研究を担当する教員（以下「研究担当者」という。）が、関係する教授会、研究科委員会又は運営委員会を経由して学長に提出するものとする。

2 前項の申込みについて、学長は、教育研究審議会の議を経たうえで理事長に受入れを依頼するものとする。

(受入れ)

第4条 奨学寄付金の受入れは、公立大学法人寄付金等取扱事務規程の定めるところによる。

2 学長は、奨学寄付金の受入れが決定されたときは、寄付者に奨学寄付金受入書（様式第2号）を送付する。

(受け入れることができない奨学寄付金)

第5条 本学は、次の各号に掲げる条件を付した奨学寄付金は、受け入れることができない。

- (1) 奨学寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲渡させようとするもの
- (2) 奨学寄付金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を無償で寄付者に譲渡し、又は使用させようとするもの
- (3) 寄付者が奨学寄付金の会計検査に関与しようとするもの
- (4) 寄付の申出後、寄付者の意思により奨学寄付金の全部又は一部を取り消すことができるようにするもの

(5) 奨学寄付金を受け入れることにより法人の新たな財政負担を伴うことになるもの

(6) その他学長が教育研究上支障があると認めるもの

(奨学寄付金の取扱い)

第6条 受け入れた奨学寄付金は、その目的を達成するために必要な人件費、謝金、旅費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）のほか、光熱水費等、直接経費以外に必要となる管理経費（以下「間接経費」という。）を含むものとして、受入時に間接経費を区分する。

2 前項の間接経費は、受入金額の5パーセントに相当する額とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、間接経費の率を別に定める。

(使途の変更)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長の承認を得て奨学寄付金の使途の変更及び移換えをすることができる。

(1) 奨学寄付金の残額が著しく少額になった場合

(2) 研究担当者が指定されている奨学寄付金について、研究担当者の転出等により、奨学寄付金を他の研究機関等に移し換える場合。ただし、事前に当該研究機関等の同意を得た場合に限る。

(3) 研究担当者の転出、死亡等により、当該指定を変更する場合

(4) その他、奨学寄付金を当該使途に使用することができなくなった場合

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、奨学寄付金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

奨学寄付金申出書

年 月 日

京都市立芸術大学長 様

住所

氏名 印

〔（法人にあつては法人名）
及び代表者職氏名〕

京都市立芸術大学に対し、下記のとおり奨学寄付金を寄付します。

記

1 金額 円

2 目的

3 条件

4 備考

様式第2号（第4条関係）

奨学寄付金受入書

年 月 日

様

京都市立芸術大学長

印

このたびは、寄付金の申出をいただき誠にありがとうございます。

年 月 日付けでお申し出いただきました奨学寄付金につきましては、下記のとおりお受けしますので、ご通知申し上げます。

つきましては、下記によりお振込みいただきますようお願い申し上げます。

記

1 寄付の目的

2 寄付の条件

3 寄付金額 円

4 納入の方法 口座振込による

銀行名 三菱UFJ銀行 京都支店

口座名義 公立大学法人京都市立芸術大学

口座種類 普通預金

口座番号